

すでに違法!



# 一部の電気工作物の解体・改修前には、 アスベスト 工作物石綿事前調査者による 石綿有無の調査が必要です! 講習のご受講をお願いします!



2026年1月1日以降着工の解体・改修工事から、  
一部の工作物に対する**有資格者**による**石綿事前調査**が  
**義務化**されました。



保有している資格は?

電気主任  
技術者

認定電気工事  
従事者

特種電気工事  
資格者

第一種  
電気工事士

第二種  
電気工事士



事業用電気工作物（自家用電気工作物を含む）<sup>※1</sup>を  
解体・改修工事する場合<sup>※2 ※3</sup>



一般用電気工作物を  
解体・改修工事する場合<sup>※2 ※3</sup>

**工作物石綿事前調査者**による調査が必要

裏面で講習スケジュールをチェック&申込!

**石綿講習ならCERSI**

- ✓ 工作物石綿事前調査者講習
- ✓ 石綿作業主任者<sup>※6</sup>技能講習
- ✓ 建築物石綿含有建材調査者講習

各種石綿講習を、全国最大規模で実施中!



対象の工作物は  
建築物に設けられている?

Yes

No

**建築物石綿含有  
建材調査者<sup>※4</sup>**  
による調査が必要

**作業内容次第で  
有資格者<sup>※5</sup>**  
による調査が必要

【各種講習の詳細・お申込】

CERSI 講習

検索



<https://kigkt.cersi.jp/>

**団体受講・講師派遣も実施中!**  
**お気軽にお問い合わせください!**

※1 事業用電気工作物のうち、電気事業の用に供する電気工作物は、工作物石綿事前調査者による調査が必要です。（太陽光発電設備及び風力発電設備は除く）

※2 2006年9月1日以降に着工し設置された電気工作物の場合、調査は不要です。

※3 太陽光発電設備及び風力発電設備は、工作物石綿事前調査者による調査の対象外です。

※4 建築物石綿含有建材調査者…解体・改修工事にて、建築物を傷つける場合、本資格者による石綿有無の調査が必要です。

※5 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業の場合は、工作物石綿事前調査者又は建築物石綿含有建材調査者による調査が必要です。

※6 石綿作業主任者…石綿等の取り扱い作業にて本資格者の選任が必要です。また、本資格は、石綿の各種調査者講習の受講資格にもなります。

※資格取得には、講習の最後に実施する修了考査での合格が必要です。

環境貢献企業の実務と教育を支える。



一般社団法人企業環境リスク解決機構  
Corporate Environmental Risk Solution Institution

令和6年5月28日付 東京労働局登録工作物石綿事前調査者登録機関 石13-18

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル4階

☎ 03-6435-7747 ✉ [kigkt@cersi.jp](mailto:kigkt@cersi.jp)